皇室事項

御弔電

天皇陛下は、ブルガリア国元首相リー・クアユー逝去につき、三月二十四日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、三月二十五日ギリシャ国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、フェデラルエクスプレスコーポレーション日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年４月１日以降、同組合の組合員が従事するフェデラルエクスプレスコーポレーション及びフェデラルエクスプレスジャパン株式会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 3 月 26 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国港湾労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成27年３月27日以降、同組合及びその傘下の労働組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 3 月 26 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾運輸労働組合同盟から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成27年３月27日以降、同組合及びその傘下の労働組合の組合員が従事する全職場（北海道、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 3 月 26 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第11条の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者から、法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 27 年 3 月 26 日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
蛇の目ミシン工業株式会社	東京都八王子市狭間町1463	第５号	平成27年３月９日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第11条の許可を受けた者は、前払式割賦販売の営業を廃止し、法第27条第１項第４号に該当することとなったので、法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 27 年 3 月 26 日

関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年５月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記宛て提出してください。

なお、平成27年５月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
蛇の目ミシン工業株式会社	東京都八王子市狭間町1463	平成27年３月９日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0444

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 3 月 26 日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　隔測計装株式会社　代表取締役　鹿林　康男　福岡県福岡市南区寺塚１―28―５　国土交通大臣許可（般特―24）第2211号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
(1)　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業及び電気通信工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注１）「電気工事業及び電気通信工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事及び電気通信工事を請け負う営業をいう。